

当初・変更

入札執行機関 01260 相双地方振興局

入札（見積）執行調書入札等（契約）結果書

年災		事項		契約	23年 9月 5日
工事番号	11-01260-0002	工事名	被災建築物（建築解体）工事	着工	23年 9月 5日
入札執行年月日	23年 8月 31日	発注種別	03 建築工事	完成	23年 11月 18日
審議番号	公所	000000	本庁	発注標準等級	
路線・河川名	福島県南相馬合同庁舎			予定価格	
工事箇所	自 南相馬市原町区錦町地内			3,811,500	
至					
工事概要	渡り廊下解体				

業者コード 業者名	指名理由	落札業者の住所			
		入札額及び再入札額		落札額（契約額）	
100000095 庄司建設工業（株）	3	(1) 4,000,000 (3) 3,740,000	(2) 3,850,000 (4)		
100000091 関場建設（株）	3	南相馬市 原町区錦町1-1		(1) 3,900,000 (3) 3,600,000	(2) 3,800,000 (4) 3,780,000
100002564 東北建設（株）	3	(1) 4,000,000 (3) 3,750,000	(2) 3,850,000 (4)		
100000121 （株）中里工務店	3	初回見積書に日付記載もれのため無効			
		(1) 4,100,000 (3) 3,740,000	(2) 3,850,000 (4)		
100002596 石川建設工業（株）	3	(1) 4,200,000 (3) 3,780,000	(2) 3,880,000 (4)		
		(1) (3)	(2) (4)		
		(1) (3)	(2) (4)		
		(1) (3)	(2) (4)		
		(1) (3)	(2) (4)		
		(1) (3)	(2) (4)		

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 随意契約とする理由、変更契約の内容は、裏面のとおり。

様式3（裏面）

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

1 随意契約とする理由

平成23年3月11日発生の東日本大震災の被災に伴い、南相馬合同庁舎渡り廊下の破損が著しく、崩落の危険性が高いため、立入禁止の措置を講じているが、県職員及び来庁者が南相馬合同庁舎を使用するに当たっては、以下の点について早急に対応する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、競争入札の方法によらず、複数業者による随意契約の方法により契約相手方を決定し、緊急に工事を行うこととしたものである。

- (1) 崩落の危険性のある渡り廊下を解体・撤去し、構内の安全を確保する。
- (2) 渡り廊下が崩落した場合、渡り廊下の上部に設置されている各種電気・通信設備の配線等が遮断されてしまうことから、各種電気・通信設備の配線等を移設し、南相馬合同庁舎における業務継続が極めて困難な状況に陥ることを回避する。
- (3) 施設の利便性向上及び災害時の避難口確保のため、南相馬合同庁舎東側出入口を使用可能な状態とする。

2 見積り相手方の選定理由

- (1) 平成23・24年度福島県工事等請負資格業者名簿において、発注種別「建築工事」に登録されている業者であること。
- (2) 早急な工事の実施及び県関係機関との十分な連絡調整が求められることから、南相馬合同庁舎に近距離（南相馬市内）に事務所がある業者であること。
- (3) 官公受注実績及び作業従事技術者が豊富であり、当該工事を円滑に実施できる履行能力を有する業者であること。
- (4) 見積書の提出を求める業者の数は、5者とする。

以上の選考基準に基づき、有資格業者名簿上の総合点における上位5者を見積合わせ参加業者として選定する。

変更契約の内容

変更契約年月日	平成23年11月28日
変更後の完成年月日	平成23年12月22日
変更後の契約金額	4,995,900円
変更契約をする理由	
<input checked="" type="checkbox"/> 1 現場精査による数量増（減） <input type="checkbox"/> 2 （ ） 工事追加による増額 <input type="checkbox"/> 3 その他（ ）	